

第12回八街市協働のまちづくり検討会議事録

日時：平成27年3月24日 18時30分から

場所：八街市中央公民館 1階 中・小会議室

出席者31名 欠席者10名

1. 開会

2. 会長あいさつ 山本会長よりあいさつ

3. 議題

(1) 八街市協働のまちづくり指針(案)の説明について

事務局より「八街市協働のまちづくり指針(素案)」の資料をもとに内容を読み上げながら説明。

二重下線が引かれた箇所が、素案から変更のあった箇所。

また、3月13日に原案を送付し、意見提言を3月19日までに依頼したが、その期間にでた意見を踏まえて、訂正する箇所は、「八街市協働のまちづくり指針(案)修正資料」の1・2頁となる。また、その際の意見は、3頁以降に掲載されている。

修正箇所の説明。

「作る」は「つくる」とひらがなに統一。

「住民サービス」、「行政サービス」などの表現は、「市民サービス」に統一。

「はじめに」の部分には、地域コミュニティの歩みと市民活動の芽生えを追加。

3頁(1)①、には地域経済の衰退の内容を追加。

4頁④、は課題の内容が素案にはなかったとの指摘から追加。

5頁(2)①、には、行政の現状ではお金がないことを明記。

②、では、わかりづらい文章表現を訂正。

6頁④、は課題内容を追加。

7頁(3)③、は課題内容を追加。

8頁、どんな街を目指すのかということが見えないとの指摘から、将来都市像を追加。

内容は総合計画から引用し「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」を掲載。

8頁他、「定めます」という表現について、「上から目線」に感じるとの意見あり。後ほど意見交換の際に議題としていただきたい。

9頁(2)、協働の考え方：素案では「定義と領域」となっていたが、変更しここでの説明文を追加。

10頁②、対話の重要性を強調する文章を追加。

12頁(3)、前置き文章を追加。

「～しましょう。」という表現の変更。

14頁(1)①、まちづくりへの参加は日常生活にあることを追加。

〃②「まちづくり協議会」は分科会のアイデアからでた名称なので、ここでは一般的な表現に変更。

15頁(2)①例、素案では(仮称)協働のまちづくりセンターの設置は、分科会からのアイデアなので、ここでは一般的な組織名に変更。

〃3項目目は、文章表現の変更。

〃4項目目は、提言により追加。

15頁②、様々な支援方法について追加。

17頁、キャッチフレーズについては、前回の検討会の際に、今回の検討会において、意見を出し合って定めるとしていた。素案に対する意見において、資料の5頁にE氏からの別案が提出されているので、この後議論願いたい。

同頁の行動理念において、分類のタイトルを平易な表現に変更。

また、安心・安全に関する標語がないとの意見から、素案の標語3・4の内容をひとつにまとめて、標語7として追加し、安心安全に関する標語を標語3として追加。18頁にその標語3の内容説明を追加。19頁に標語7の内容説明を修正追加。

20頁、5協働のまちづくりのアイデア⇒協働のまちづくりに関するアイデア

22頁の3の3項目目、素案に対する意見として、表彰制度の導入による参加意欲の向上は、協働においては好ましくないとの意見があり。代替え案として、ポイント制度などによる仕組みの事例を掲載。

23頁(3)1.(仮称)まちづくりセンターの設置に関しては、全面的に修正を行った。項目を3つ設け、①センターの組織運営②センターと連携する組織③運営方法、に分類した。

①の部分において、市職員の配置について、素案では専従としていたが、兼務でもよいのではとの意見があり変更を行った。

その他、運営方法などについて、意見があった内容を追加。また、組織図についても、修正を加えた。

25頁の3、市の組織として、協働を推進する組織の設置を強く望む意見があったことから項目4を追加しタイトルにも付け加えた。

26頁、地域経済、観光に関するアイデアの掲載を望む意見があったことから、観光マップの作成に関するアイデアを追加。

27頁、「おわりに」は最終的構成の際に作成。

28頁、検討会における策定経過を追加。

29・30頁、検討会の設置要領を追加。

31頁、検討会構成員一覧を追加。

32頁、用語集を追加。

「八街市協働のまちづくり指針の作成工程について」の資料をもとに平成27年度以降の作成工程を説明。

(仮称)八街市協働のまちづくり協議会を設置し、市役所庁内の意見聴取やパブリックコメントを実施し、平成27年9月には指針内容を確定させ市民周知を図る。

また、指針作成後は、条例案や推進計画案の作成について検討する。

事務局案では、(仮称)八街市協働のまちづくり協議会には、検討会の構成員から5名選出し参画していただく予定。議題4として後ほど検討していただく提案。

(2) 指針(案)に対する意見交換

会長 事務局より指針案について説明がありましたが、ご意見・提言はありますか。

A

1点目、目次についてですが、ページ数を標記していただきたいと思います。

2点目、9頁の(2)の4行目「このためには」から続く文章が長いという印象を受けました。

3点目、16頁の「③地域資源を活用する体制」となっているが、施策の支援をいう内容になっているので体制という字面から疑問がわいたところです。

事務局 4点目、(仮称)まちづくりセンターとか、テーマ別検討会議とか24頁に概略図がありますが、そこに載っていない仮称のテーマ別連絡協議会とかを図の中に掲載した方がよいのではないかと思います。以上です。

B

ご指摘いただいた4点については、事務局において検討し修正したいと思います。

8頁の3行目文末「次のように定めます」とありますが、その後の頁にもいくつかこの表現がありますが、この表現方法について、別に支障はない、上から目線に感じないということであれば特に問題はないと思うんですが、何となく後ろの方にいくと「定めます」という表現が気にならなくなってくるのですが、最初の方では、「定めます」とあると、では誰が定めたのとなりがねないので、そこに抵抗があったのでみんなで議論をしてその結果、こういうことに落ち着きましたとか、こういったことを整理するとこうなりましたとか、回りくどい話ですが、そういう議論を踏まえてこのように定めますということであれば、定めますでも抵抗はないかとも思うのですが、何かいい表現があれば、このように整理して示しますとか、整理しますとか、そのように示しますとか、そんないい表現がないかと思うのですが、事務局でもいろいろ議論したけれどなかなかいいアイデアがなかったとのこと。私もいろいろ考えたのですが、なかなかいいアイデアがないのでただ気にはなる印象があります。

回りくどいようですが、いろいろみんなで議論してこういった表現を使いましたとか、そういったことを踏まえれば理解できる思うのですが、その点については、また議論されればいいと思います。

あと2点目ですが、アイデアのところ、端折っている部分もあるのでもう少し説明を加えた方がいいものがあると思うのですが、20頁の(1)1の

事務局

事例2「防災、減災」を目的とする高齢者、障がい者などの社会的要支援者の把握を地域で行い、情報の共有を図り日常からつながりを持つ。という箇所ですが、防災、減災というと、地震や津波などのときなどを想定していると思いますが、その時に困るので要支援者を把握するのだということだと思っておりますが、そういう意味なのか、また、情報を共有し、とありますが、いつも議論になるプライベートな話で個人情報問題をどうするのか。その整理をする必要があると思っております。

3点目は、22頁の部分ですが、文章に「。」がついていない箇所があるので統一してください。

以上です。

第1分科会

句読点の精査は再度、最終的にやりたいと思っております。

それと20頁の防災減災の部分ですが、わかりづらいというご指摘の意図だととは思いますが、第一分科会からでたアイデアで掲載をしたわけですが、十分意味は通じると考え掲載をしていることとあります。また、このアイデア集は、この部分を他の方が見て、アイデアのヒントとなるものが掲載されていることが目的となります。ですから、アイデアは無限であり、そのアイデアにおける問題点まで全てを説明するのが一番いいのかもしれませんがキリがありませんので、ある程度簡潔に表現した方がよいと考えこのような掲載となっています。

会長

つながりを目的とするアイデアで、何を目的にするかということ、防災とか減災といった目的があると手を組みやすい。ただの高齢者の把握をしましょうだとなかなか協力を得られない。しかし、災害があったときお互いに協力しましょうとなると、協力を得られやすいので、その目的を起点にしてネットワークを作りましょうという意味合いです。

あくまでもアイデア集の中の一つの考え方なので、先ほどの個人情報の問題も当然配慮はしなければならないですけれど、ひとつの考え方として、災害に遭ったときの協力をしましょうというひとつの提言となります。

B

このような回答でよろしいでしょうか。

C

わかりました。

前回、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインとかに関する内容を入れてほしいと思ったのですが、では、どこにどうやって入れようかを考えるとなかなか難しかったのですが、18頁の2. 支え合いの解説で、「誰もが生き生きと」と表現してくださっているので、その部分がノーマライゼーションという意味で、障がい者などもまちづくりに参加していくんだというこ

事務局

とがここで網羅されていると感じました。この部分は指針に掲載される文章ですよね。

C

もちろんこの案が指針となる原案となります。

会長

わかりました。ありがとうございました。

事務局

さきほどありました。定めますという表現についてですが、もう一度議論を戻したいと思いますが、ご意見ありますでしょうか。

我々で12回検討会の議論を重ねてきたこの形そのものが協働であると思えますけれど、その協働の中からはつくられた指針案ですので、協働の中から示されて定められたというとらえ方をすれば、必ずしも上から目線とはいえないと思いますが、第三者が受け止めるとそういうふうを感じるかもしれませんが、そういった見方をすれば定めるでもいいのではと思いますが、皆さんの意見はいかがでしょうか。

D

以前にもこの指針についてお話ししましたが、当然行政も関係していますが、検討会の皆様にも考えていただきました。また、このあと協議会も立ち上がりますし、パブリックコメントの手続きを踏んでつくり、つまり、市民のみならず行政も含めて、主語は我々という主語になると思います。そういった時に動詞がどうなるかという問題だと思いますので、その点を踏まえて考えていただければと思います。行政のみで定める指針ではないことを前提としていただきたいと思います。

E

23ページですが、下から7行目の「学区連絡協議会や各地区の社会福祉協議会」とありますが、学区連絡協議会の組織は一つだけの組織かどうかわかる方教えていただきたい。

D

学区連絡協議会は各小学校・中学校の学区単位でほとんどの地域で設置されています。そこで、学校の問題、生徒の問題など子供たちを取り巻く環境について、会議を行っています。

E

ありがとうございます。そうすると、各学区ごとにあるということですね。

D

そうです。

そうしますと、後述は、各地区の社会福祉協議会となっていますが、学区連絡協議会も各学区連絡協議会と入れた方がいいと思います。

それから、後ろの各地区の社会福祉協議会という表現なんですが、「の」を

F 入れるのかどうか。

D 「の」はとった方がいいと思います。

事務局 その方が、この表現だと行政区ごとに地区社協があるように捉えられるので、「の」をとった表現でお願いできればと思います。

会長 ご指摘の内容は修正したいと思います。

E 学区連絡協議会は、私も関わっていたので、一言申し上げますとメンバーは限定的な構成になっていますし、役割も教育に関する役割しか果たしておりませんので、もし、教育を中心とした学区連絡協議会を協働と関連させていくとなった場合には、メンバーの再構成をしないといけないですし、構成メンバーもそれなりの自覚も必要になると思います。

会長 第二分科会のアイデアでは、既存の学区連絡協議会を利用し、その組織の役割を地域に広げていくというもので、既存のものをそのまま使うのではなく、学区協議会には幅広い方が参加されているものを、もっと他の分野に活用できるのではないかと思いました。確かに構成メンバーの見直しも必要かもしれませんが、各地域でまとまっている団体は社協とこの団体かという意見からアイデアとして提言しました。

G ありがとうございます。
議論を戻して、「定めます」の表現について、結論を出してしまいたいと思います。

事務局 たとえば、8頁の部分ですが、冒頭の「ここでは」を削除し、文末を「考え方については次のとおりです。」としてはどうでしょうか。

H ご意見ありがとうございます。定めますという表現は、他のページにも表現があるので、この部分のみの意見として参考にさせていただきたいと思います。その他の意見を踏まえて検討したいと思います。

会長 指針の主語が役所であれば、定めますという表現は上から目線に思われるかもしれませんが、検討会で議論して作成された指針案ですので、主語はあくまでも役所ではなくて検討会でみんなで定めたという主語をはっきり示す方法はどうかと思います。

その他の意見はございませんか。

会場構成
員

先ほどお話しがありましたけれど、この検討会から協議会へ進んで、さらに検討されるわけですが、あくまでも指針案を作成して骨子を貫いていくのはこの検討会の意見ですので、そういった意味では、協働の活動主体が主語になると考えられると思います。

そういったことで、よろしいでしょうか。

会長

いいと思います。

事務局

では、そういった意味合いからそのまま定めますという表現で掲載することとし、何かそういった意見がでたら、行政側でも説明等をお願いしたいと思います。

会長

もともとこの指針は、市役所のみで作成しているのではなく、みなさんで作成しているという解釈から、定めますという表現はそのまま使わせていただきたいと思います。また、何か同様の意見があった場合は事務局から作成経緯など説明は行いたいと思います。

事務局

それからもう一つの議題で、キャッチフレーズについてですが。

I

前回の検討会で、この部分については、次の検討会で議論してもよいのではとのことでした。事務局としては、第三分科会からでた案を採用し掲載していますが、素案に対する提言の際に別案も意見としていただいておりますので、みなさんで議論のうえ決めたいと思います。

事務局

3行目の「まちをつくれば」というフレーズが気になりました。何かもっと違う表現がないのか。

J

この場で決めるのは難しいので、今後、職員研究会や協議会もまだ残されているので、その中で意見を投げかけて決めるのもひとつの方法だと思います。

事務局

それと、今後、パブコメや協議会などの場に出た意見は、指針に反映させるのかそれもと意見として留めるだけなのかお聞かせください。

いただいた意見は、当然審議の上取り入れる方向です。

意見を聞いただけで留めるようなことはしません。

会長

もしよろしければ、ご提言のとおり、協議会等で審議し最終的にキャッチフレーズを決めたいと思いますが、検討会の指針案としては、このままの内容でまとめさせていただき、指針案として確定したいと思いますがいかがでしょうか。

構成員

今の事務局の説明のとおりの方法で審議し、検討会としては、現在の内容で指針案としてまとめることでよろしいですか。

会長

異議なし

会長

ご意義なしとします。その他ご意見はありますか。
なければ、今までの意見を踏まえて事務局で指針案を修正し最終的な検討会で議論した指針案として確定させたいと思います。

事務局

続いて、(3)アドバイザーによる所見・講評ですが、本日、関谷先生が急遽大学の公務により欠席となりました。
書面でコメントをいただいているとのことなので、事務局より紹介していただきたいと思います。

それでは、関谷先生のコメントについて、代読させていただきます。

本日は、大学の公務の都合で会議に出席できず、大変申し訳ありません。文書によるコメントということでご容赦頂ければ幸いです。

まずは、これまで長きにわたって議論を重ねてこられたこと、本当にお疲れさまでした。皆さんの日頃からの問題関心や地域での実践に裏付けられた多角的な議論が繰り広げられたことに、改めて敬意を表するところです。

今回の「協働のまちづくり指針(案)」は、市民と行政職員が一緒になって作り上げたものですが、これまで必ずしも積極的ではなかった市民参加をめぐる八街市の歴史を踏まえると、とても大きな画期になったと思われま

す。
市民と行政という立場の異なる者同士の連携、地域活動における市民相互の協力といったことは、その考え方・手法・情報量・価値観などの違いによってすぐに具現化することが難しい課題であるだけに、相互に共有しうる指針(案)が作られたことは、これから様々に繰り広げられることが望まれる諸活動の「原点」が改めて明確にされたと言えます。

この指針(案)は、その性質上、極めて抽象度の高いものとなっておりますが、それは既存の活動や新たな活動がつねに立ち返る「参照軸」としての意味を持っていると理解することが重要です。行政や諸団体はそれぞれに固有の役割を果たそうとするがゆえに、どうしても自己完結的に閉じられてしまう傾向がありますが、協働のまちづくりで問われるのはつねにみずからを

開こうとする姿勢と発想であり、その基本となる考え方がこの指針には盛り込まれています。

その意味では、それぞれの立場で、いま何が問われているのかを自覚する、この指針はそのような用いられ方もあるでしょうし、様々な努力にどのような意義があるのか、それをさらに活かしていくためには何をすべきかを考えるきっかけにもなりうると思います。まだまだ表現は固いところがありますし、わかりづらいところもありますが、それを噛み砕き、解釈を加えていくことこそが最も重要なことになってきます。

この指針案の特徴としては、まず、まちづくりの現状と課題が、市民活動・行政・市民と行政との関係のそれぞれについて整理され、今後取り組むべき課題が明確にされている点です。これらが、これから協働のまちづくりを進めていく出発点となります。行政や各団体が抱える様々な問題の原因については、内外の眼による分析が必要ですが、それを踏まえることがこれからのまちづくりのあり方を左右するといっても過言ではありません。

第二に、「協働」を様々な立場の「対話」を通じて具現化していくことが強調されている点です。この対話は、言葉としては単純に聞こえますが、これからのまちづくりに新たな息吹を吹き込むことにつながると思います。

誰がどのような役割を果たすのか、いかなる連携が可能なのかその答えや形はあらかじめ決まっているものではありません。行政や特定の団体のみが一方的に決めるものでもありません。多くの市民の参加を望み、豊かな発想と厚みのある実行力を作り出していくためには、対話を徹底させていくことが必要不可欠です。協働の先進自治体と言われているところでも、このことが抜け落ち、行政主導で短期的な成果を出しているにすぎない場合が少なくありません。本当に持続性のあるまちづくりをしていくためには、時間がかかっても、課題の共有と相互理解、自由な提案と柔軟な橋渡しを積み重ねていくことが重要です。

第三に、「地域コミュニティの再構築」ということが強調されている点も重要な側面です。協働の手法が実に多岐に及びますが、どのような手法にせよ、市民の生活を充実させていく上で、地域コミュニティの活性化は不可欠の課題です。行政の取り組みにせよ、各団体の取り組みにせよ、様々な連携による取り組みにせよ、この地域コミュニティをしっかりとものにしていこうという点では共通しています。

この地域コミュニティは、様々な資源（ひと・もの・かね・情報など）が発掘され、集まり、結びつき、また価値が作り出され、活動が生み出されていく「場」です。この地域資源の内外に渡る循環こそが、地域の活力となるだけに、まちづくりの当事者は、このことを強く意識していく必要があります。これだけをやっていればいいといった発想では地域は持続しませんから、様々な資源が豊かに循環していくことを、それぞれの立場で考えていくことが重要です。

今後、この指針案は、来年度設定される次のステージにおいて正式に承認される予定となっています。そこでは、多くの市民から意見を募るパブリック・コメントの手続きを経ることになっており、さらに多角的な視点からよりよいものにしていくことが期待されています。また、市役所内部においても、各職員から率直な意見を募ることが予定されています。行政職員にとって協働は敬遠されがちなものですが、その理由を本音で話してもらうことが、次の一歩につながりますので、大いに期待されるところです。

指針が正式に承認されましたら、次は指針に基づいた具体的な計画づくり（条例なども含む）が始まります。この計画がどのように策定されていくかは流動的なところがあるようですが、指針を具体的に形にしていくものとして、短期・中期・長期のタイムスパンを設定して、どの段階で誰がどのような取り組みをしていくか、どのような制度や環境を作り出していくか、明確なものを包括的に盛り込むことが望まれます。協働のまちづくりは、この計画が具体的に動き出す中で、はじめて市民や職員にとって実感のあるものになっていくと思われま

す。まちづくりが活性化していくためには、まだまだ道のりは長いですが、重要なのは、協働のまちづくり検討会で培われてきた流れと勢いを止めないことです。行政の方には、私の方からも強く進言申し上げておりますが、ぜひ皆さんの方でも、媒介役として、この全体の流れを各方面に伝達して頂きたいと思ひます。各方面での動きが、またこの全体の流れを加速させることにもつながります。

協働のまちづくりの実現に向けて、皆さんの思いと行動力がより一層強まり、協力関係が継続されていくことを強く願う次第です。最後に、八街市に固有のまちづくりが展開されていくことを切望し、コメントとさせていただきます。

千葉大学法政経学部／八街市協働アドバイザー 関谷昇

会長 ということで、関谷先生よりコメントをいただきましたのでご紹介させていただきます。

事務局 それでは、続いて議題4（仮称）八街市協働のまちづくり協議会委員の選出について事務局の説明を求めます。

会長 先ほど指針策定工程の資料の中で組織について触れましたが、検討会から5名の方を構成員として参加していただきたいと考えています。事務局としては各分科会から1名ずつ選出していただければと思いますが、第五分科会は職員の構成員が多く、本日会長も欠席なので、そこについては、他の分科会から2名選出するなどの方法でお願いできればと思います。

K

事務局から5つの分科会から一人選出する案がでましたがいかがですか。

会長 第五分科会ですが、本日会長が欠席ですし、事務局からの説明もあったとおり他の分科会から選出をお願いできればと思います。

それでは、第五分科会以外の分科会から1名は最低限選出することで、各分科会で協議願います。また、人数が多い第一分科会から2名選出願います。

会長 ※議論の結果 長谷川正幸氏、船木義江氏、林一美氏、松本植氏、玉川寛治氏が選出された。

事務局 選出された方には、次の組織の協議会で、検討会の内容を引き継いで審議をしていただければと思います。

それでは、議題（5）その他について、事務局から説明をお願いします。

協議会の設置案ですが、構成人数については、今後検討した結果、若干変更があるかもしれませんのでご了承ください。

それから指針案ですが、現在の案を修正したうえで、会長から市長へ検討会が作成した指針案として、報告したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

また、検討会の構成員の委嘱任期は平成27年3月31日までとなっておりますので、今月をもって任期満了となり検討会は解散となります。

その他の議題については、以上となります。

企画課長 つづいて、次第の4として、検討会の最後にあたりまして、企画課長よりみなさまにごあいさつを申し上げたいと思います。

長い期間にわたりましてご審議いただきありがとうございました。おかげさまで指針案を作成することができました。

実は八街市は近隣の市町に比べるとかなり協働に関して遅れております。特に担当部署がないのは八街市だけです。これについては、私から総務課へ話をして本当であれば平成27年4月に設置する予定でありました。しかし、八街市の財政状況がかなり悪化しておりまして、職員数をかなり減らしております。この4月では13名減となります。これは、全庁的な組織の見直しをかけなければならないことになっております。この見直しは27年度中に行う予定です。その中で協働の組織についても検討することとなっておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。今後も本市の事務事業にご理解をいただきまして、みなさまのご協力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

事務局

以上をもちまして、第12回八街市協働のまちづくり検討会を閉会します。
お疲れ様でした。